

2017年2月20日

投信総合取引口座を開設済みのお客さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年2月20日からインターネットによる定期積立プラン申込（変更・休止・解約含む）の受付※を開始することに伴い、下記の通り、「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」、「定期積立プラン利用約款」、「投信総合取引約款」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改定を行うこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

※併せて、新規の口座開設者向けにインターネットによる投信総合取引口座開設申込（SMAM投信直販クイック口座開設サービス）の受付も開始します。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 主な約款変更の内容及び理由

- (1) インターネットによる定期積立プラン申込（変更・休止・解約含む）の受付を開始することに伴い、「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」の規定を以下のとおり変更いたします（変更箇所下線表示）。

「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス取扱い規程」第2条

（「当サービス」の内容）

「当サービス」において、お客さまは、当社所定の投信総合取引口座について、投資信託の購入・解約の注文、「定期積立プラン」の申込・変更・休止・解約、取引履歴の照会等を行うことができます。

- (2) インターネットによる定期積立プラン申込・変更・休止・解約の受付を開始することに伴い、「定期積立プラン利用約款」における、インターネットによる定期積立プラン申込における引落とし開始日及びお申込内容の変更・休止に関する手続きを以下の通り規定いたします（「定期積立プラン申込書」によるお申込みの場合の引落とし開始日及びお申込内容の変更・休止に関する手続きに変更はありません）（変更箇所下線表示）。

「定期積立プラン利用約款」第4条

（引落としの開始）

第4条 以下に定める日までに、当社がお申込みをお受けした場合には、翌月の「指定日」より「指定金融機関」からの引落としを開始します。

- (1) 「定期積立プラン申込書」によるお申込みの場合  
毎月15日(休業日の場合には、その翌営業日)
- (2) 三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービスからお申込みの場合  
毎月23日(休業日の場合には、その前営業日)

(お申込内容の変更・休止)

第8条 お客さまの「定期積立プラン」のお申込み内容の変更および払込みの休止等は、当社所定の手続によってお申し出いただきます。

(1) 書面によるお申込みの場合

(略)

(2) 「三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービス」からお申込みの場合

①「指定銘柄」、「払込金」の変更および休止は、当社が「指定日」の7営業日前までにお受けした場合、当月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。

②「指定金融機関」の変更は、当社が毎月23日(休業日の場合には、その前営業日)までにお受けした場合、翌月の「指定日」から変更後の内容でのお取扱いをします。

- (3) インターネットによる投信総合取引口座開設(SMAM投信直販クイック口座開設サービス)の申込みの受付を開始することに伴い、「投信総合取引約款」の規定を以下のとおり変更いたします(変更箇所下線表示)。

「投信総合取引約款」第2条第1項

(申込方法等)

お客さまには、第6章に定める「SMAM投信直販クイック口座開設」の「投信総合取引口座申込書」(インターネット)、または当社所定の「投信総合取引口座申込書」(書面)により投信総合取引口座のお申込みをいただくものとします。(略)

※上記のほか、弊社約款・規程において上記のサービスに関する規定の修正のほか、一部所要の修正等をしております。

2. 約款変更の効力発生日

2017年2月20日

3. 添付書類

- (1) 約款・規程集(口座開設およびお取引にかかる重要事項)

<http://tyokuhan-net.smam-jp.com/documents/tyokuhan/home/read02.pdf>

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント 投信直販お客さま窓口

0120-45-1104

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)